

宮古地区広域行政組合地域
循環型社会形成推進地域計画

宮古市
山田町
岩泉町
田野畑村
宮古地区広域行政組合

令和3年11月12日

〈 目 次 〉

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
(4)	広域処理の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物処理等の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設等の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	10
(5)	その他の施策	10
4	計画のフォローアップと事後評価	11

【添付書類】

様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式 5 施設概要（最終処分場系）

参考資料様式 8 計画支援概要

添付資料 1～6

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村

面積 2,670.51km²

人口 77,988人（令和2年10月1日現在）

(内訳)

市町村名	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	合計
面積(k m ²)	1,259.15	262.81	992.36	156.19	2,670.51
人口(人)	50,755	15,104	8,915	3,214	77,988



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は令和4年4月1日から令和11年3月31日までの7年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本地域は、岩手県の東部、北上山系のほぼ中央に位置し、東は太平洋、西は盛岡市、北は久慈市、南は遠野市及び大槌町と接している。面積は2,670.51km²であり、県土の約17.5%を占めている。

また、本地域内には手つかずの自然が多数残っており、三陸復興国立公園や早池峰国定公園等、貴重な自然を有する地域であることから、循環型社会の形成及び低炭素社会の実現を目指すことが重要な課題となっている。

特に、循環型社会の形成に関して、本地域では排出されるごみの減量化や適正な処理・処分を進めている。なかでも、国の環境法及び循環型社会形成推進基本法の理念である、「発生抑制(リデュース:Reduce)」「再使用(リユース:Reuse)」「再生利用(リサイクル:Recycle)」の3Rに「発生回避(リフューズ:Refuse)」を加えた4Rを推進することで、より一層のごみ減量・資源化に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

第三次岩手県循環型社会形成推進計画(岩手県ごみ処理広域化計画)において、本地域は沿岸中部ブロックに位置づけられている。

沿岸中部ブロックの市町村は、宮古地区広域行政組合(以下、「行政組合」という。)を構成する市町村となっており、既にブロック内での広域化及び施設の集約化は完了している。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、29,035トンであり、再生利用される「総資源化量」は4,517トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は15.6%である。

中間処理による減量化量は21,345トンであり、集団回収量を除いた排出量の77.6%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の11.5%に当たる3,173トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は23,440トンである。焼却施設では、燃焼ガスの熱を利用して温水を作り、施設内の暖房や給湯に使用している。

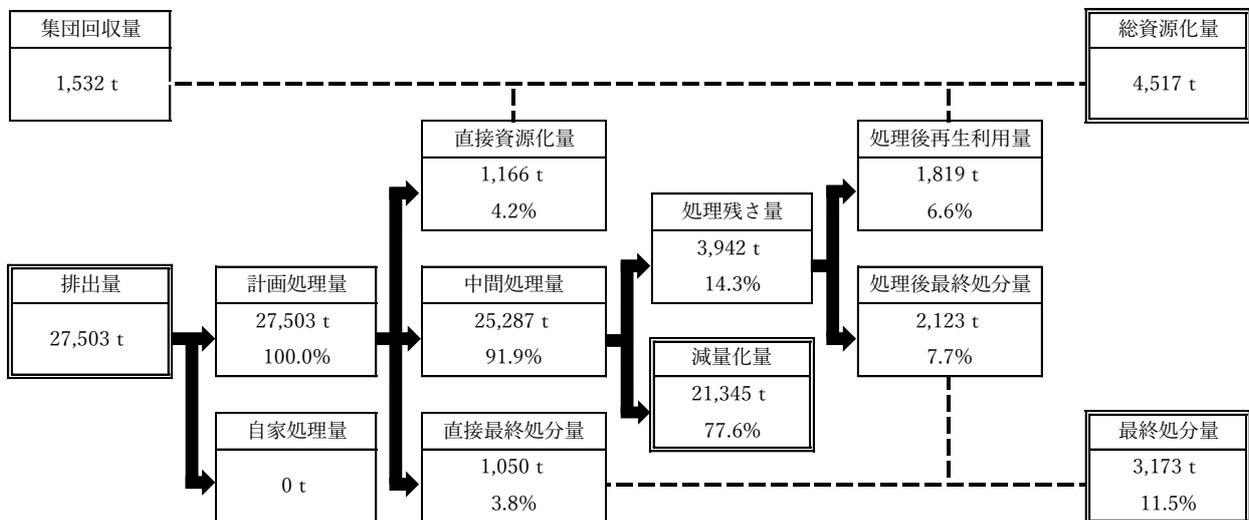


図2 一般廃棄物の処理状況フロー（令和2年度）

表1 一般廃棄物処理施設において処理・処分を行っているその他の廃棄物（令和2年度）

廃棄物の種類	排出事業者	処分方法	中間処理量	最終処分量
下水汚泥・しさ	各施設管理者	焼却→埋立	4,006 t	363 t
し尿等汚泥・しさ	各施設管理者	焼却→埋立	1,652 t	150 t
発泡スチロール	承認済事業者	焼却→埋立	0 t	0 t
公衆浴場焼却灰	承認済事業者	焼却→埋立	4 t	0 t
阻集器等回収油分	承認済事業者	焼却→埋立	8 t	1 t
施設発生可燃ごみ	行政組合	焼却→埋立	74 t	7 t
施設発生不燃ごみ	行政組合	埋立	31 t	31 t
台風等災害可燃ごみ	—	破碎・焼却→埋立	1,038 t	94 t
台風等災害不燃ごみ	—	埋立	—	2 t
計			6,813 t	648 t

(2) 一般廃棄物処理等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (令和2年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (令和11年度)
排 出 量	事業系 総排出量	7,437 トン	5,851 トン (-21.3%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.82 トン/事業所	1.42 トン/事業所 (-22.0%)
	生活系 総排出量	20,066 トン	16,218 トン (-19.2%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	226 kg/人	203 kg/人 (-10.2%)
合 計	事業系生活系排出量合計	27,503 トン	22,069 トン (-19.8%)
再生利用量	直接資源化量	1,166 トン (4.2%)	1,225 トン (5.6%)
	総資源化量	4,517 トン (15.6%)	4,428 トン (18.8%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-	-
最終処分量	埋立最終処分量	3,173 トン (11.5%)	2,854 トン (12.9%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

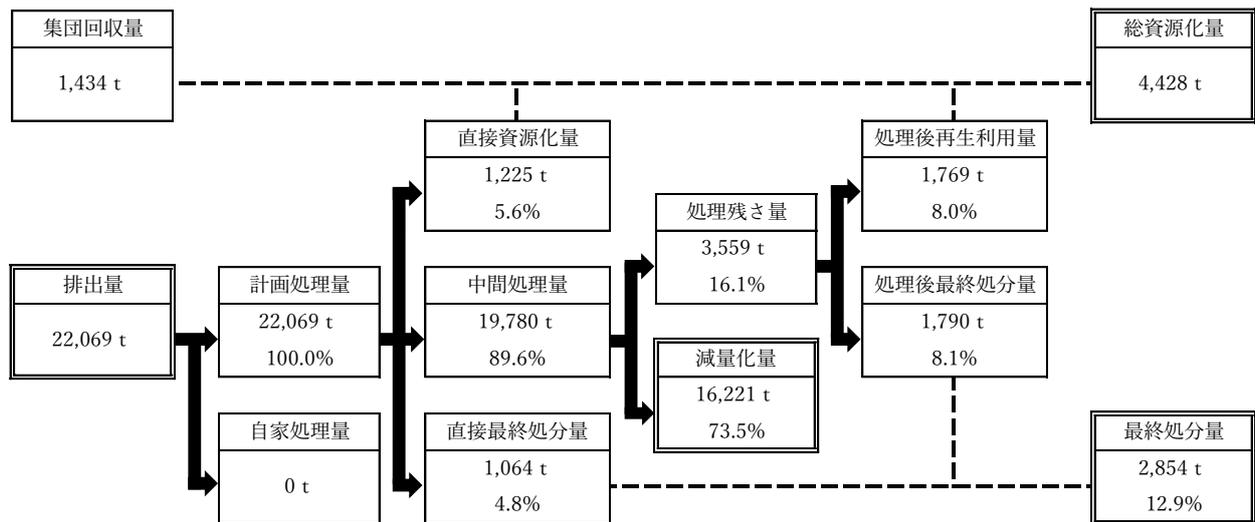


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和11年度）

表3 一般廃棄物処理施設において処理・処分を行っているその他の廃棄物（令和11年度）

廃棄物の種類	排出事業者	処分方法	中間処理量	最終処分量
下水汚泥・しき	各施設管理者	焼却→埋立	3,682 t	366 t
し尿等汚泥・しき	各施設管理者	焼却→埋立	1,236 t	123 t
発泡スチロール	承認済事業者	焼却→埋立	0 t	0 t
公衆浴場焼却灰	承認済事業者	焼却→埋立	5 t	0 t
阻集器等回収油分	承認済事業者	焼却→埋立	9 t	1 t
施設発生可燃ごみ	行政組合	焼却→埋立	49 t	5 t
施設発生不燃ごみ	行政組合	埋立	44 t	44 t
計			5,025 t	539 t

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 生活系ごみの減量化・資源化

① 生ごみの食品ロス削減・減量化・資源化

生ごみは、本地域における燃やせるごみの半分以上を占め、一般的に約8割が水分と言われている。

生ごみの減量化については、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄、料理過程で出てくる調理くずを減らす等食品ロス削減に努め、さらに、平成21年度より構成市町村で実施している「ひと絞り運動」を継続実施し、発生した生ごみの水切りを徹底していく。

② 分別の徹底

分別の徹底にあたっては、分別方法について住民に理解してもらうことが重要である。

そのため、分別方法等についての子供や高齢者の方にも分かりやすいマニュアルの作成や分別の状況、効果などをホームページ等に掲載するなど、広報活動を積極的に行うことで、住民の分別意識の向上を図る。

③ 集団回収の推進

構成市町村で実施している集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図る。また、集団回収への助成を継続実施していく。

④ 生活系ごみの有料化の検討

平成9年10月1日（平成16年7月1日改定）から、一定量以上の直接持込みごみに対してごみ処理手数料を徴収しているが、今後も必要に応じて見直しを検討すると共に、収集ごみについても排出量に対する負担の公平という観点から、必要に応じてごみ有料化の導入も検討する。

なお、検討にあたっては、構成市町村と行政組合が連携し、県内外の動向を踏まえ行っていく。

⑤ 資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行う。

⑥ 再資源化収集品目の拡大

平成27年4月より開始した小型家電の回収について、回収品目やボックスの設置場所等を周知徹底していく。

その他、再資源化が可能で、ごみの減量に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討する。

⑦ リユースの継続・推進

再生品ストックヤードを活用し、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を継続して行う。また、地域内のリサイクルショップやフリーマーケット等の情報を住民へ提供することで、さらなるリユースを推進していく。

イ 事業系ごみの減量化・資源化

① 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、排出者責任の徹底を周知する。

② 事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみが生活系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみを適正に処理するよう構成市町村と行政組合が連携し、監視・指導を徹底する。

また、施設での積載物の検査を引き続き実施する等、産業廃棄物の不適正な処理や受け入れ基準を満足しない搬入が行われないよう事業系ごみの適正処理を推進する。

③ 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、構成市町村において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進する。また、それ以外の事業者についても、必要に応じて、分別・減量・資源化を促す。

④ 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・飲食店等の生ごみの排出が多い事業者については、食べ残しや調理くずを減らす工夫をする等、生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を働きかける。特に、食品関連事業者（製造、流通、外食等）については、食品リサイクル法に基づき事業者ごとに定める再生利用等実施率を達成するよう働きかける。

また、小売店や事務所等では、書類等の紙類の排出が多い傾向にあることから、裏紙を使用するなど、紙類の使用を減らした上で、資源化を促進し、さらに、過剰包装を自粛することで、包装廃棄物の排出を抑制するよう協力を求める。

⑤ 適正な手数料の徴収

事業系ごみの処理・処分手数料は、今後も処理・処分原価と比較しながら必要に応じて見直しを行い、適正な処理・処分手数料を徴収していく。

⑥ 公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組む。

ウ 普及・啓発事業

① パートナーシップの形成

構成市町村及び行政組合では構成市町村別に進める排出抑制・資源化施策などの情報を共有し、本地域全体の住民サービスの向上に努める。

また、構成市町村においては、廃棄物減量等推進審議会や減量等推進員制度の組織作りと推進体制を整備するとともに、定期的な「地区清掃」、「道路・河川・海辺などの美化清掃」などを通じて、住民と協働して清潔できれいな街づくりを推進する。

② 住民・事業者への情報提供及び意識啓発

住民及び事業者に対し、ごみ量や処理・処分施設の稼働状況といった基本情報に加え、ごみの収集から処分までにかかるコストや環境負荷、ごみ減量に関するイベントなど、多岐に亘る情報をホームページ等でわかりやすく提供していく。

また、これらの情報提供と併せて、ごみ問題への関心や4Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発を実施する。

③ 環境にやさしい買い物の普及促進

商品購入時におけるマイバッグ持参運動や詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、製品などの環境にやさしい商品の購入といった4R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制の推進に努める。

④ 環境教育・環境学習の推進

小学生等の若い世代に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がるとともに、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がる。

構成市町村においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、ごみ問題を身近な自分の問題として学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取り組みを推進する。

また、行政組合では、環境学習の一環として、ポスターコンクールの開催や宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場の施設見学の依頼にも積極的に対応していく。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

分別区分は、燃やせるごみ、粗大ごみ、燃やせないごみ、資源物（缶類、びん類、ペットボトル、有害ごみ、小型家電、紙製容器包装、白色トレイ、プラ製容器包装、紙類、リターナブルびん）となっている。

燃やせるごみは、宮古清掃センターの焼却施設にて焼却処理し、焼却残さは一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っている。

可燃性粗大ごみからは、再利用可能な家具類を手選別し、再生品ストックヤードに保管後、圏域住民へ無償提供を行っている。なお、再利用できない粗大ごみは、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分別し、可燃性粗大ごみは破碎後、燃やせるごみと共に焼却処理を行っている。

不燃性粗大ごみ及び燃やせないごみは、手選別を行い、鉄くずなどの有価物及び小型家

電を回収後、一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行っている。

また、資源物のうち、缶類・びん類・ペットボトル・有害ごみ・小型家電はみやこ広域リサイクルセンターへ、紙製容器包装・白色トレイ・プラ製容器包装は第2リサイクルセンターへ、紙類・リターナブルびんは資源物保管庫においてそれぞれ選別等を行った後、専門業者への委託や引渡しにより再資源化を行っている。

なお、処理過程において生じた可燃性残さは宮古清掃センターで焼却処理、不燃性残さは一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

今後は、分別の徹底を推進することにより、焼却残さ率や最終処分率の低減を目指し、よりいっそうの処理・処分量の削減に努める。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、自己処理責任の原則に則り、事業者による自己搬入及び一般廃棄物収集運搬許可業者による搬入を認めており、燃やせるごみは宮古清掃センターへ、燃やせないごみは一般廃棄物最終処分場へ、従業員の個人消費に伴って排出される缶類・びん類・ペットボトルについてはみやこ広域リサイクルセンターへそれぞれ搬入している。

今後も、適正な処理手数料の徴収、積載物の検査などを実施することによる適正処理の推進に努めるとともに、多量にごみを排出する事業者に対してごみの減量化・資源化計画の作成を求めるなど、排出抑制にも努める。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、産業廃棄物である下水道汚泥・しさ、発泡スチロール、公衆浴場焼却灰及び阻集器等回収油分を宮古清掃センターにて併せ処理しており、今後もこれらの廃棄物の併せ処理を継続する。

表4 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和2年度）					今後（令和11年度）							
分別区分※1		処理方法	処理施設等		処理実績（トン）	分別区分※1		処理方法	処理施設等		処理実績（トン）	
			一次処理	二次処理					一次処理	二次処理		
燃やせるごみ		焼却	宮古清掃センター	<ul style="list-style-type: none"> 再生家具類 再生品ストックヤード（住民へ無償譲渡） 焼却残さ 一般廃棄物最終処分場 	15,547	燃やせるごみ		焼却	宮古清掃センター	<ul style="list-style-type: none"> 再生家具類 再生品ストックヤード（住民へ無償譲渡） 焼却残さ 一般廃棄物最終処分場 	12,095	
粗大ごみ	可燃性	選別 破碎 焼却			881	<ul style="list-style-type: none"> 鉄くず等有価物 売却 小型家電 みやこ広域リサイクルセンター（引渡→再資源化） 不燃性残さ 埋立処分 	270	粗大ごみ			可燃性	選別 破碎 焼却
	不燃性	選別 埋立	901	115								
燃やせないごみ			一般廃棄物最終処分場	901	燃やせないごみ			選別 埋立	一般廃棄物最終処分場	735		
資源物	缶類	選別 圧縮 梱包 保管	みやこ広域リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> 特定分別基準適合物※2 委託→再資源化 有害ごみ 委託→再資源化 小型家電 引渡→再資源化 	145	資源物	缶類	選別 圧縮 梱包 保管	みやこ広域リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> 特定分別基準適合物※2 委託→再資源化 有害ごみ 委託→再資源化 小型家電 引渡→再資源化 	142	
	びん類				550		びん類				591	
	ペットボトル				174		ペットボトル				174	
	有害ごみ				32		有害ごみ				32	
	小型家電		6	小型家電	4							
	紙製容器包装		145	第2リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> その他の資源物 売却 可燃性残さ 宮古清掃センター 		145		紙製容器包装	第2リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> その他の資源物 売却 可燃性残さ 宮古清掃センター 	170
	白色トレイ		8				白色トレイ		7			
	プラ製容器包装		278				プラ製容器包装		305			
	紙類		1,095	資源物保管庫	<ul style="list-style-type: none"> 不燃性残さ 一般廃棄物最終処分場 		1,095		紙類	資源物保管庫	<ul style="list-style-type: none"> 不燃性残さ 一般廃棄物最終処分場 	1,178
	リターナブルびん		34				リターナブルびん		40			
計					20,066	計					16,218	

※1 分別区分の具体例を添付した。（添付資料2）

※2 特定分別基準適合物とは、びん類、ペットボトル、紙製容器包装、白色トレイ及びプラ製容器包装。

(3) 処理施設等の整備

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場整備事業	52,000m ³	岩手県宮古市千徳第14地割地内	R7～R10

※ 現有処理施設の概要を添付した。(添付資料3)

(整備理由)

事業番号1 既存処分場の容量逼迫を解消し、発生残さを適正に処分するため。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	一般廃棄物最終処分場の整備に係る施設整備基本計画策定事業	基本計画策定等	R4
	一般廃棄物最終処分場の整備に係る測量・地質調査事業	測量・地質調査等	R4
	一般廃棄物最終処分場の整備に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R4～R5
	一般廃棄物最終処分場の整備に係る基本設計事業	基本設計等	R5
	一般廃棄物最終処分場の整備に係る実施設計・事業者選定アドバイザー事業	実施設計・事業者選定支援等	R6～R7

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 漁業系一般廃棄物の処理

漁業系廃棄物は、構成市町村が連名で定めた「動植物性残渣による漁業系廃棄物処理計画」に基づき処理を行う。

漁業系一般廃棄物のうち、ウニ殻とカキ殻の一部については本地域以外の業者に処理を委託し、土壌改良材や堆肥化による利用を進める。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄防止の推進

岩手県等と連携を強化し、不法投棄防止に向けてパトロールを強化するなど、監視体制の強化を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時は、構成市町村が定めた「地域防災計画」や「災害廃棄物処理計画」に基づき、構成市町村と行政組合が連携し、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、環境衛生の確保を図る。

また、ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物の発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」により周辺自治体に協力を要請し、処理ルートの確保を図る。

なお、「災害廃棄物処理計画」については、田野畑村は策定済みであり、宮古市及び岩泉町は令和3年度、山田町は令和4年度の策定を目標とし、それぞれ取り組みを進めている。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

行政組合は構成市町村と連携し、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、岩手県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 資 料

様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	添付-1~2
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	添付-3
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	添付-4
	【参考資料様式 5】施設概要（最終処分場系）	添付-5
	【参考資料様式 8】計画支援概要	添付-6
添付資料 1	対象地域図	添付-7
添付資料 2	分別区分説明資料	添付-8
添付資料 3	現有施設の概要	添付-8
添付資料 4	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	添付-9
添付資料 5	構成市町村の減量化、再生利用に関する現状と目標	添付-10
添付資料 6	廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	添付-11

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	宮古地区広域行政組合地域	(2)地域内人口	77,988 人	(3)地域面積	2,670.51 km ²
(4)構成市町村等名	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、宮古地区広域行政組合	(5)地域の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input checked="" type="checkbox"/> 面積 沖縄 離島 奄美 <input checked="" type="checkbox"/> 豪雪 <input checked="" type="checkbox"/> 山村 半島 <input checked="" type="checkbox"/> 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村 設立年月日：昭和44年5月10日 陸中衛生処理組合設立、昭和62年7月1日 宮古地区広域行政組合に名称変更				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和11年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	8,403	8,376	9,027	9,234	8,515	7,437	5,851 (R2比 -21.3%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.98	2.09	2.26	2.32	2.08	1.82	1.42
	生活系 総排出量(トン)	21,531	20,989	20,747	20,529	20,380	20,066	16,218 (R2比 -19.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	215	214	216	219	224	226	203
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	29,934	29,365	29,774	29,763	28,895	27,503	22,069 (R2比 -19.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	1,466 (4.9%)	1,363 (4.6%)	1,306 (4.4%)	1,238 (4.2%)	1,172 (4.1%)	1,166 (4.2%)	1,225 (5.6%)
	総資源化量(トン)	5,480 (17.2%)	5,212 (16.7%)	5,044 (16.0%)	4,873 (15.4%)	4,707 (15.4%)	4,517 (15.6%)	4,428 (18.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	—
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—	—
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	3,385 (11.3%)	3,367 (11.5%)	4,059 (13.6%)	3,901 (13.1%)	3,820 (13.2%)	3,173 (11.5%)	2,854 (12.9%)

※ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料4)

添付-1

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
ごみ焼却施設	宮古清掃センター	宮古地区広域行政組合	全連続燃焼式 流動床焼却炉	186t/日	H6.7	未定	未定	
リサイクルセンター	みやこ広域リサイクルセンター	宮古地区広域行政組合	選別・圧縮 ・梱包・保管	8t/5h	H14.3	未定	未定	
リサイクルセンター	第2リサイクルセンター	宮古地区広域行政組合	選別・圧縮 ・梱包・保管	9t/5h	H21.3	未定	未定	
ストックヤード	資源物保管庫	宮古市	保管		H14.3	未定	未定	
ストックヤード	再生品ストックヤード	宮古地区広域行政組合	保管		H24.3	未定	未定	
最終処分場	一般廃棄物最終処分場	宮古地区広域行政組合	セル& サンドイッチ方式	550,600m ³	S60.3	R11.1	未定	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	備考
最終処分場	一般廃棄物最終処分場	宮古地区広域行政組合	セル& サンドイッチ方式	52,000m ³	R11.1	埋立容量逼迫 のための新設	—		

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（令和3年度）

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考			
			単位		開始	終了	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度				
○最終処分に関する事業																								
最終処分場整備	1	宮古地区広域行政組合	52,000	m ²	R7	R10	2,336,412	0	0	0	89,952	809,567	858,004	578,889	1,952,568	0	0	0	74,800	682,914	713,477	481,377		
○施設整備に関する計画支援事業	31	宮古地区広域行政組合			R4	R7	177,100	65,100	42,100	41,940	27,960	0	0	0	177,100	65,100	42,100	41,940	27,960	0	0	0		
合計							2,513,512	65,100	42,100	41,940	117,912	809,567	858,004	578,889	2,129,668	65,100	42,100	41,940	102,760	682,914	713,477	481,377		

※ 宮古地区広域行政組合を構成する市町村：宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画							備考
					開始	終了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11-1	生ごみの減量化	「ひと絞り運動」を継続実施し、発生した生ごみの水切りを徹底する。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	11-2	分別の徹底	さらなる分別の徹底を呼びかけ、住民の分別意識の向上を図る。	構成市町村 ・行政組合	R 4	R 10		実施							
	11-3	集団回収の推進	集団回収事業を継続し、資源回収の促進を図る。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	11-4	家庭系ごみの有料化の検討	必要に応じてごみ有料化の導入を検討する。	構成市町村 ・行政組合	R 4	R 10		実施							
	11-5	資源回収業者の確保	資源物が、回収業者に円滑に引き渡されるよう、必要に応じて業者との調整等を行う。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	11-6	再資源化収集品目の拡大	再資源化及びごみ減量化に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討する。	構成市町村 ・行政組合	R 4	R 10		実施							
	11-7	リユースの継続・推進	再生品ストックヤードを活用し、再生利用可能な物の回収と住民への提供を行う。	行政組合	R 4	R 10		実施							
	12-1	排出者責任の徹底	事業者に対して、排出者責任の徹底を周知する。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	12-2	事業系ごみの適正処理の推進	事業系ごみの適正処理のため、監視・指導を徹底する。	構成市町村 行政組合	R 4	R 10		実施							
	12-3	多量排出事業者への適正処理及び減量化指導	多量排出事業者に対して、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、実施状況を管理する。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	12-4	事業系ごみの排出抑制・資源化の推進	事業所から排出される生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を呼びかける。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	12-5	適正な手数料の徴収	必要に応じてごみの処理・処分手数料見直しを行い、適正な手数料を徴収する。	行政組合	R 4	R 10		実施							
	12-6	公共施設における減量化の推進	公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化・減量化に取り組む。	構成市町村 ・行政組合	R 4	R 10		実施							
	13-1	パートナーシップの形成	廃棄物減量等推進審議会、減量等推進員制度の組織作りと推進体制を整備する。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	13-2	住民・事業者への情報提供及び意識啓発	住民及び事業者に対し、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施する。	構成市町村 ・行政組合	R 4	R 10		実施							
	13-3	買い物袋・買い物かご持参運動	4R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制を推進する。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	13-4	環境教育・環境学習の推進	ごみ問題について考え、学び、実践する生涯学習としての取り組みを推進する。	構成市町村 ・行政組合	R 4	R 10		実施							
	処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	家庭系ごみ	分別の徹底を推進し、焼却残さ率や最終処分率の低減を目指す。	行政組合	R 4	R 10		実施						
22		事業系ごみ	適正な処理手数料の徴収、積載物検査の実施により、適正処理を推進する。	行政組合	R 4	R 10		実施							
23		併せ産業廃棄物	下水道汚泥・しよ、発泡スチロール、公衆浴場焼却灰及び阻集器等回収油分について、併せ処理を継続する。	行政組合	R 4	R 10		実施							
処理施設の 整備に関する もの	1	最終処分場整備		行政組合	R 7	R 10	○	実施							
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	1の計画支援		行政組合	R 4	R 7	○	実施							
その他	41	漁業系一般廃棄物の処理	構成市町村の「動植物性残渣による漁業系廃棄物処理計画」に基づき、漁業系廃棄物を適正に処理する。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電のリサイクルについて、関連団体などと協力して普及啓発を行う。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	43	不法投棄防止の推進	岩手県等と連携を強化し、不法投棄防止に向けて監視体制の強化を図る。	構成市町村	R 4	R 10		実施							
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	構成市町村の「地域防災計画」等に基づき、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、環境衛生の確保を図る。	構成市町村 ・行政組合	R 4	R 10		実施							

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	宮古地区広域行政組合		
(2) 施設名称	一般廃棄物最終処分場		
(3) 工期	令和7年度～令和10年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 29,000㎡	埋立面積 15,010㎡	埋立容積 52,000㎡
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和10年度 埋立終了 令和24年度		
(6) 跡地利用計画	再生可能エネルギーによる発電(太陽光発電)を基本とし検討する。		
(7) 地域計画内の役割	本地域から発生するごみを安全かつ衛生的に最終処分する。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>		
(9) 事業計画額	2,336,412千円		

計 画 支 援 概 要

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	宮古地区広域行政組合				
(2) 事業目的	一般廃棄物最終処分場整備のため				
(3) 事業名称	施設整備基本計画策定事業	測量・地質調査事業	生活環境影響調査事業	基本設計事業	実施設計・事業者選定アドバイザー事業
(4) 事業期間	令和4年度	令和4年度	令和4年度～令和5年度	令和5年度	令和6年度～令和7年度
(5) 事業概要	整備方針、施設概要、財源計画事業方式等	縦横断測量、基準点測量、ボーリング調査、地下水水位分布等調査	生活環境影響調査	基本設計	実施設計、事業者選定支援等
(6) 事業計画額	12,300千円	28,800千円	40,000千円	26,100千円	69,900千円

添付資料 1 対象地域図

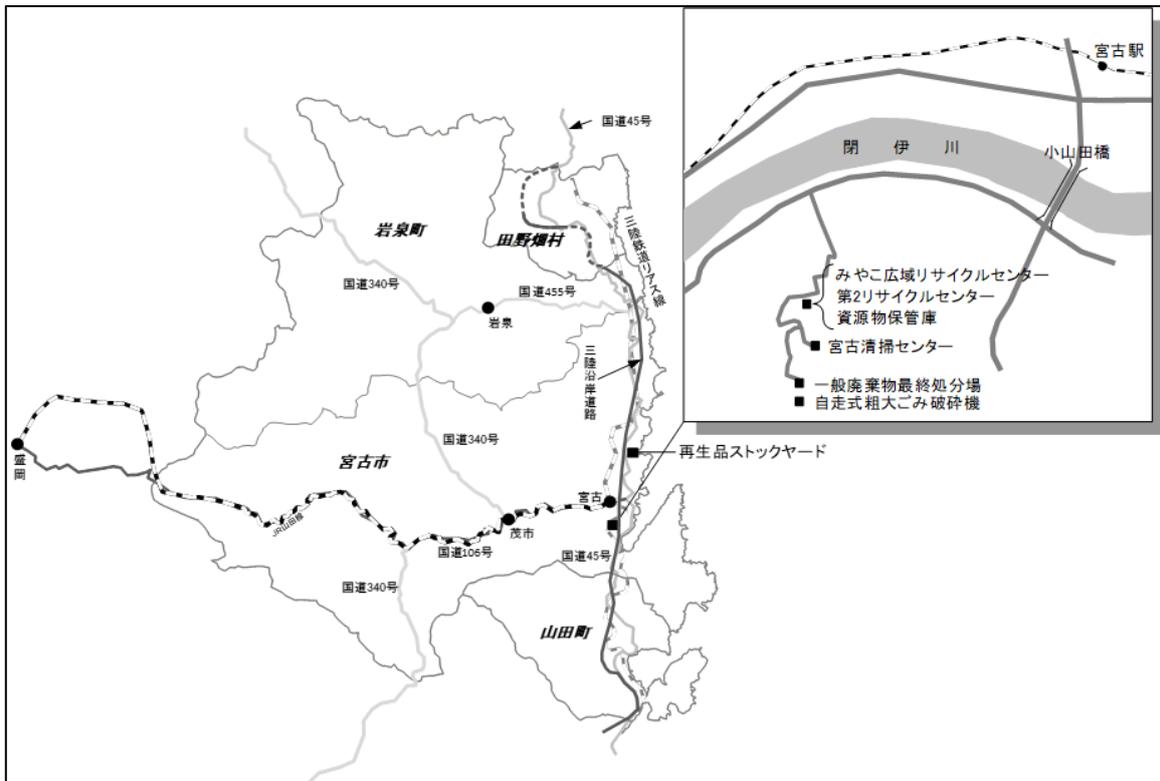


図 1-1 既存施設の位置図

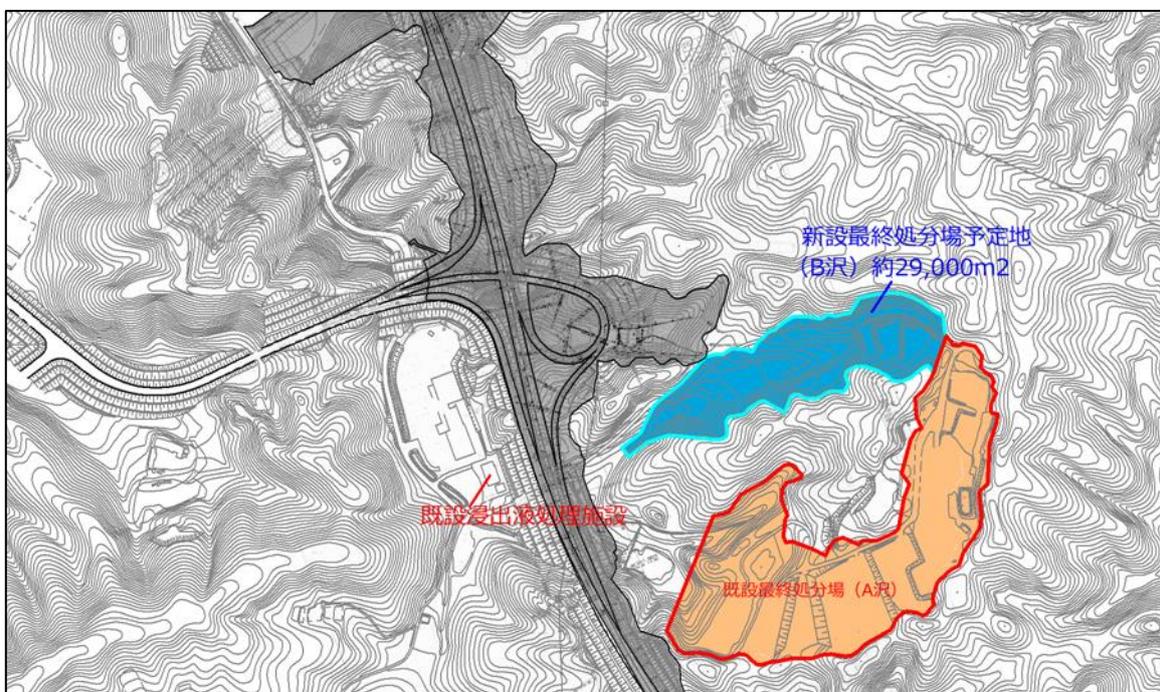


図 1-2 既設最終処分場と新設最終処分場予定地の位置図

添付資料2 分別区分説明資料

分別区分		具体例
燃やせるごみ		生ごみ類、布類、革製品類、木類、靴、プラスチック類等
粗大ごみ	可燃性	家具類、布団類等
	不燃性	スチール棚、自転車、スキー板等
燃やせないごみ		ガラス類、金属類、陶器類等
資源物	缶類	スチール缶、アルミ缶
	びん類	無色、茶色、その他の色
	ペットボトル	ペットボトルマークの付いているボトル
	有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計
	小型家電	携帯電話類、パソコン類、デジタルカメラ類、映像機器等
	紙製容器包装	紙袋、紙箱類、紙カップ、紙トレイ類、台紙類
	白色トレイ	両面白色で四角の白色トレイ
	プラ製容器包装	ボトル類、袋類、ふた類、トレイ、カップ類、パック類、ネット類、緩衝材類
	紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック
	リターナブルびん	一升びん、ビールびん

添付資料3 現有施設の概要

名称	宮古清掃センター
施設規模	186t/日(93t/日×2炉)
処理方式	流動床式焼却炉
竣工	平成6年7月(平成29年3月基幹的設備改良工事竣工)
敷地面積	9,437.5m ²
延床面積	3,419.6m ²
災害対策	処理困難時は、周辺自治体に協力を要請する。
備考	可燃性粗大ごみ切断機設置

名称	みやこ広域リサイクルセンター
施設規模	8t/5h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対象	びん、缶、ペットボトル、有害ごみ、小型家電
竣工	平成14年3月
敷地面積	3,186.36m ²
延床面積	1,029.96m ²
災害対策	処理困難時は、周辺自治体に協力を要請する。

名称	汚泥混焼施設
施設規模	21.5m ³ ×2基
処理方式	圧送
竣工	平成11年3月
延床面積	139.5m ²
災害対策	処理困難時は、周辺自治体に協力を要請する。
備考	清掃センターと同一敷地隣接施設 宮古市建設施設(行政組合管理運営)

名称	第2リサイクルセンター
施設規模	9t/5h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対象	紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイ
竣工	平成21年3月
敷地面積	1,977.87m ²
延床面積	840.00m ²
災害対策	処理困難時は、周辺自治体に協力を要請する。

名称	一般廃棄物最終処分場
施設規模	550,600m ³
処理方式	セル&サンドイッチ方式
竣工	昭和60年3月 (平成24年11月埋立容量変更、+50,000m ³)
敷地面積	121,700m ²
災害対策	処理困難時は、周辺自治体に協力を要請する。
備考	浸出液処理施設 125m ³ /日(平成13年度一部改造)

名称	資源物保管庫
処理方式	保管
対象	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、リターナブルびん
竣工	平成14年3月
敷地面積	862.19m ²
延床面積	443.42m ²
災害対策	処理困難時は、周辺自治体に協力を要請する。
備考	宮古市建設施設(行政組合管理運営)

名称	自走式粗大ごみ破砕機
処理能力	198t/日(8h)
処理対象	可燃性粗大ごみ
稼働年月	平成12年4月(令和2年1月更新)
災害対策	処理困難時は、周辺自治体に協力を要請する。
備考	更新前処理能力:119.6t/日(8h)

名称	再生品ストックヤード
処理方式	保管
対象	ソファ、テーブル(木製)、学習机(木製)等
竣工	平成24年3月
敷地面積	2,781.10m ²
延床面積	246.12m ²
災害対策	処理困難時は、周辺自治体に協力を要請する。

添付資料4 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

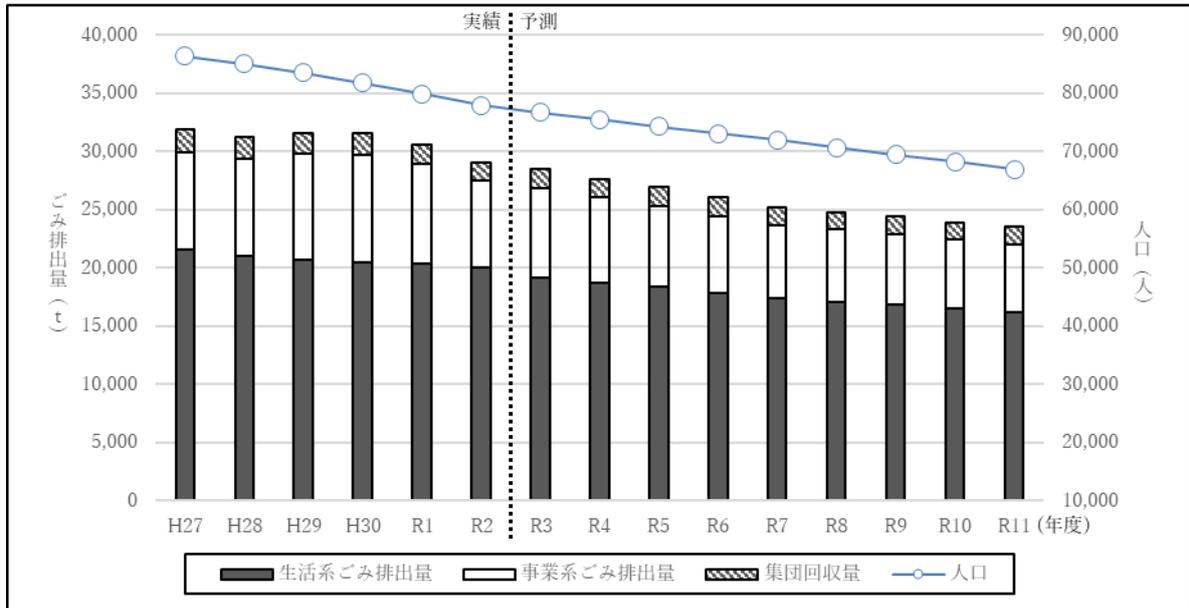


図 4-1 ごみ排出量と人口の推移

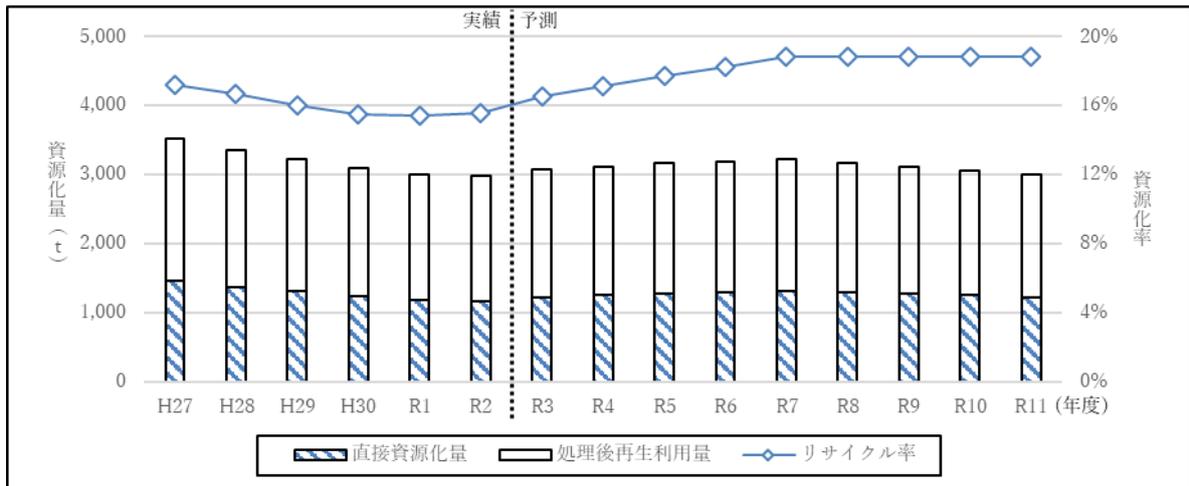


図 4-2 資源化量・率の推移

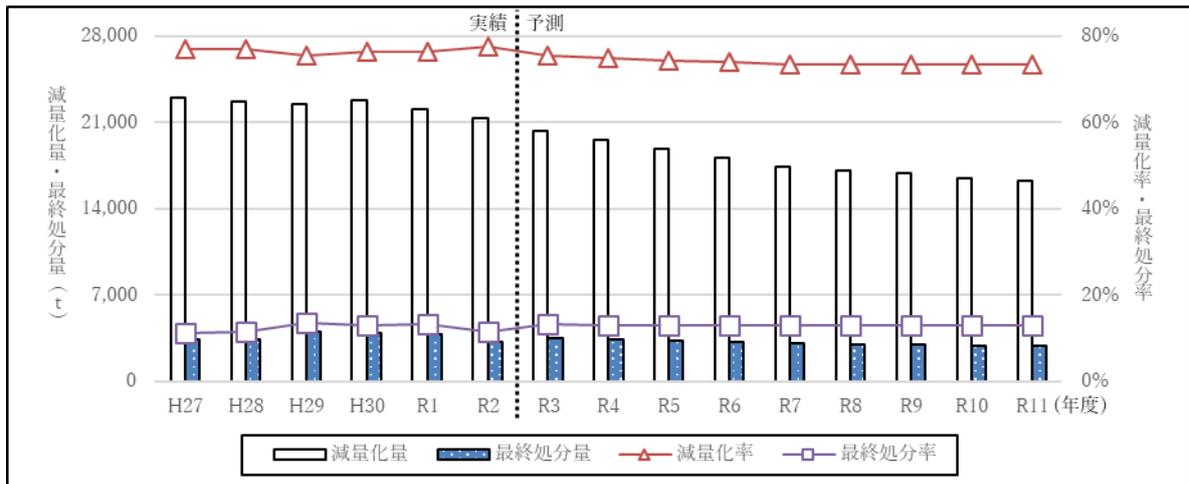


図 4-3 減量化量・率と最終処分量・率の推移

添付資料5 構成市町村の減量化、再生利用に関する現状と目標

○ 宮古市

指 標		現 状 (割合) (令和2年度)	目 標 (割合) (令和11年度)
排 出 量	事業系 総排出量	5,528 トン	4,530 トン (-18.1%)
	1 事業所当たりの排出量	1.98 トン/事業所	1.61 トン/事業所 (-18.7%)
	生活系 総排出量	13,662 トン	11,196 トン (-18.0%)
	1 人当たりの排出量	234 kg/人	209 kg/人 (-10.7%)
合 計	事業系生活系排出量合計	19,190 トン	15,726 トン (-18.0%)
再生利用量	直接資源化量	895 トン (4.7%)	1,016 トン (6.5%)
	総資源化量	2,442 トン (12.5%)	2,653 トン (16.5%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-	-
最終処分量	埋立最終処分量	2,253 トン (11.7%)	2,105 トン (13.4%)

○ 山田町

指 標		現 状 (割合) (令和2年度)	目 標 (割合) (令和11年度)
排 出 量	事業系 総排出量	1,035 トン	585 トン (-43.5%)
	1 事業所当たりの排出量	1.68 トン/事業所	0.93 トン/事業所 (-44.6%)
	生活系 総排出量	3,690 トン	2,989 トン (-19.0%)
	1 人当たりの排出量	224 kg/人	205 kg/人 (-8.5%)
合 計	事業系生活系排出量合計	4,725 トン	3,574 トン (-24.4%)
再生利用量	直接資源化量	119 トン (2.5%)	120 トン (3.4%)
	総資源化量	650 トン (13.0%)	636 トン (16.6%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-	-
最終処分量	埋立最終処分量	525 トン (11.1%)	425 トン (11.9%)

○ 岩泉町

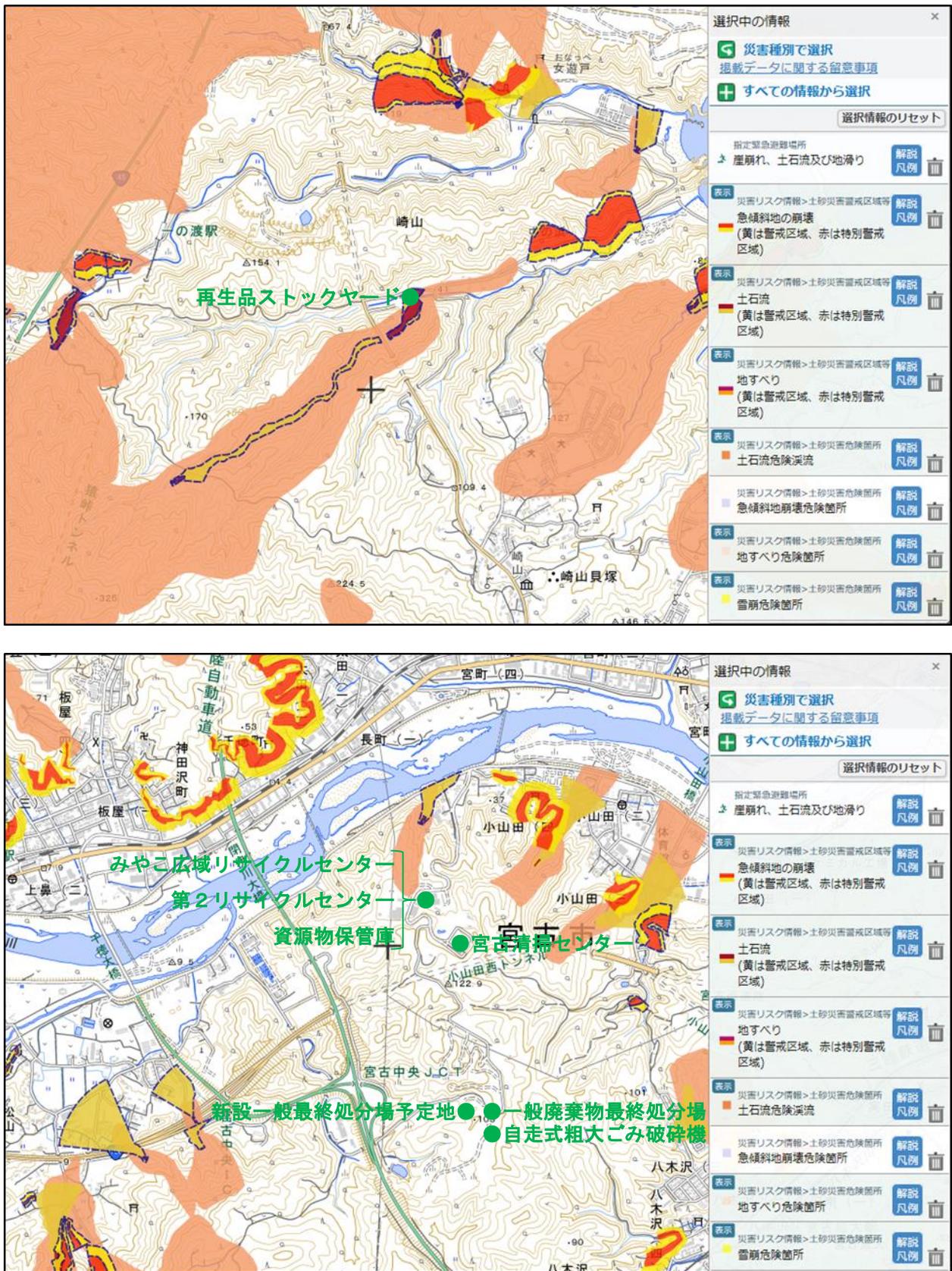
指 標		現 状 (割合) (令和2年度)	目 標 (割合) (令和11年度)
排 出 量	事業系 総排出量	662 トン	597 トン (-9.9%)
	1 事業所当たりの排出量	1.23 トン/事業所	1.11 トン/事業所 (-9.8%)
	生活系 総排出量	2,001 トン	1,564 トン (-21.8%)
	1 人当たりの排出量	191 kg/人	172 kg/人 (-9.9%)
合 計	事業系生活系排出量合計	2,663 トン	2,161 トン (-18.9%)
再生利用量	直接資源化量	116 トン (4.4%)	73 トン (3.4%)
	総資源化量	1,084 トン (31.9%)	930 トン (32.8%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-	-
最終処分量	埋立最終処分量	291 トン (10.9%)	252 トン (11.7%)

○ 田野畑村

指 標		現 状 (割合) (令和2年度)	目 標 (割合) (令和11年度)
排 出 量	事業系 総排出量	212 トン	139 トン (-34.3%)
	1 事業所当たりの排出量	1.50 トン/事業所	0.99 トン/事業所 (-34.0%)
	生活系 総排出量	713 トン	469 トン (-34.2%)
	1 人当たりの排出量	192 kg/人	169 kg/人 (-12.0%)
合 計	事業系生活系排出量合計	925 トン	608 トン (-34.3%)
再生利用量	直接資源化量	35 トン (3.8%)	16 トン (2.6%)
	総資源化量	342 トン (29.7%)	209 トン (27.5%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-	-
最終処分量	埋立最終処分量	103 トン (11.2%)	72 トン (11.8%)

※ 記載数値は端数処理を行っていないため、市町村合計値が本編表2と一致しない場合がある。

添付資料6 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



出典：「国土数値情報(土砂災害警戒区域データ)」(国土交通省)(<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/index.html>)
 をもとに、施設情報を追記して作成。